

25 廃対号外
平成 25 年（2013 年）12 月 26 日

長野県建設産業団体連合会事務局長 様

長野県環境部廃棄物対策課長

電子マニフェストシステム利用料金の改定について

平素より本県の廃棄物行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターから別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体の会員への周知について、ご配慮くださるようお願い申し上げます。

《改定内容》

- 電子マニフェストシステム加入料の廃止（平成 26 年 1 月 1 日～）
- 消費税率引き上げに伴う税込利用料金の新税率適用（平成 26 年 4 月 1 日～）

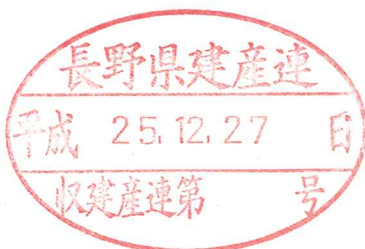
廃棄物対策課廃棄物政策係

豊田 雄三（課長） 松尾 誠（担当）

電 話： 026-235-7187（直通）

FAX： 026-235-7259

Eメール：haikibut@pref.nagano.lg.jp



日廃振セ発第 589 号

平成 25 年 12 月 19 日

各都道府県・各政令市

産業廃棄物行政主管課長 殿

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 岡 澤 和 好

電子マニフェストシステム利用料金の改定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センターの事業推進につきましては、日頃より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、電子マニフェストの加入促進の観点から平成 26 年 1 月 1 日に電子マニフェストシステム利用料金の加入料を廃止することといたしました。

また、平成 26 年 4 月 1 日の消費税率改正に伴い、電子マニフェストシステム利用料金は新税率（8%）を適用することといたしました。

つきましては、関係者への周知方ご協力賜りますようお願い申し上げます。

[添付資料]

1. 電子マニフェストシステム利用料金新旧対照表
2. 料金改定のお知らせ
3. 消費税率の引き上げに伴う料金変更について

[掲載ホームページ URL]

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/payment/index.html>

[問合せ先]

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

情報処理センター 業務推進部 須賀、鶴島

電話. 03-5275-7113

電子マニフェスト

加入料廃止のお知らせ

電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップが平成25年10月に公表され、その達成目標は「平成28年度において電子マニフェスト普及率（利用割合）を50%」とされており、電子マニフェストについて一層の普及拡大が求められています。

この度、普及をさらに加速させるため、平成26年1月1日より料金を改定し、加入料を廃止することといたしました。

●適用日：平成26年1月1日

●料金改定の内容：加入料 3,150 円 ⇒ 廃止

自然にやさしいネットワーク



＜お問合せ＞

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

情報処理センター 業務推進部

TEL：0800-800-9023(通話料無料)

FAX：03-5275-7112

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

電子マニフェスト利用料金

【排出事業者】

排出事業者の加入単位：排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(税込)

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金(C料金)
加入料 (加入時のみ)	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止
基本料 (1年間)	25,200 円	2,100 円	不要
使用料 (登録書1件につき)	10.5 円	(66 件まで無料) 31.5 円	31.5 円
利用区分の目安となる年間登録件数	1,200 件以上	1,199 件まで	—

【収集運搬業者】

収集運搬業者の加入単位：業者単位で加入(複数加入も可)(税込)

利用区分	収集運搬業者
加入料 (加入時のみ)	⇒ 廃止
基本料 (1年間)	12,600 円

【処分業者】

処分業者の加入単位：処分事業場単位。(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

(税込)

利用区分	処分業者				
	①処分報告機能のみ	②処分報告機能+2次登録機能		③2次登録機能のみ	
		A料金	B料金	A料金	B料金
加入料 (加入時のみ)	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止
基本料 (1年間)	12,600 円	25,200 円	12,600 円	25,200 円	2,100 円
使用料 (登録書1件につき)	—	10.5 円	(66 件まで無料) 31.5 円	10.5 円	(66 件まで無料) 31.5 円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	700 件以上	699 件まで	1,200 件以上	1,199 件まで

※基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします。(B料金の方は、無料登録件数も異なります) 詳細はJWNETホームページをご覧ください。

消費税率の引上げに伴う料金変更について(平成 26 年 4 月 1 日適用)

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率改正(引き上げ)に伴い、電子マニフェストシステム利用料金は新税率(8%)を適用し、以下のとおり変更いたします。

平成 26 年 4 月 1 日適用

電子マニフェストシステム利用料金表 (税込み)

●排出事業者		変更前	変更後
A料金	基本料/年	25,200 円	25,920 円
	使用料/件	10.5 円	10.8 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 1,200 件以上	年間 1,200 件以上
B料金	基本料/年	2,100 円	2,160 円
	使用料/件	66 件まで無料 31.5 円	66 件まで無料 32.4 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 1,199 件まで	年間 1,199 件まで
団体加入 (C 料金)	基本料/年	—	—
	使用料/件	31.5 円	32.4 円
●収集運搬業者		変更前	変更後
収集運搬業者	基本料/年	12,600 円	12,960 円
	使用料/件	—	—
●処分業者		変更前	変更後
報告機能	基本料/年	12,600 円	12,960 円
	使用料/件	—	—
報告機能 + 2 次登録 A 料金	基本料/年	25,200 円	25,920 円
	使用料/件	10.5 円	10.8 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 700 件以上	年間 700 件以上
報告機能 + 2 次登録 B 料金	基本料/年	12,600 円	12,960 円
	使用料/件	66 件まで無料 31.5 円	66 件まで無料 32.4 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 699 件まで	年間 699 件まで

【基本料】・・・年 1 回(毎年)

【使用料】・・・マニフェスト登録件数 1 件(件数ごと)

平成 26 年 4 月 1 日適用

電子マニフェスト利用料金

【排出事業者】

排出事業者の加入単位：排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(税込)

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金 (C料金)
基本料 (1年間)	25,920 円	2,160 円	不要
使用料 (登録簿1件につき)	10.8 円	(66 件まで無料) 32.4 円	32.4 円
利用区分の目安となる年間登録件数	1,200 件以上	1,199 件まで	—

【収集運搬業者】

収集運搬業者の加入単位：業者単位で加入(複数加入も可)(税込)

利用区分	収集運搬業者
基本料 (1年間)	12,960 円

【処分業者】

処分業者の加入単位：処分事業場単位。(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

(税込)

利用区分	処分業者				
	①処分報告機能のみ	②処分報告機能＋2次登録機能		③2次登録機能のみ	
		A料金	B料金	A料金	B料金
基本料 (1年間)	12,960 円	25,920 円	12,960 円	25,920 円	2,160 円
使用料 (登録簿1件につき)	—	10.8 円	(66 件まで無料) 32.4 円	10.8 円	(66 件まで無料) 32.4 円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	700 件以上	699 件まで	1,200 件以上	1,199 件まで

※基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします。(B料金の方は、無料登録件数も異なります)。詳細はJWNETホームページをご覧ください。

電子マニフェストシステム利用料金新旧対照表

(現行)

別表 1 利用料金表

(単位：円) (税込)

加入区分	電子情報処理組織 使用事業者		運搬受託者	処分受託者		
加入単位	原則事業場単位		業者単位	事業場単位		
利用機能区分	1 次登録		報告	報告	報告・2 次登録	
料金区分	A 料金	B 料金			A 料金	B 料金
加入料	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150
基本料(年額)	25,200	2,100	12,600	12,600	25,200	12,600
使用料(単価)	10.5	31.5	0	0	10.5	31.5

(注 1) (略)

(注 2) 加入料 : 加入時のみ収受する料金。

なお、電子情報処理組織使用事業者が、「B 料金」から「A 料金」に
区分変更する場合は、差額を収受する。

基本料 : (略)

使用料 : (略)

以下 (略)

(注 3～5) (略)

別表 2 初年度における利用開始日の属する月別の基本料表

(単位：円) (税込)

利用開始日の 属する月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
・排出事業者 A ・処分業者 A	25,200	23,100	21,000	18,900	16,800	14,700	12,600	10,500	8,400	6,300	4,200	2,100
・収集運搬業者 ・処分業者 (報告のみ) ・処分業者 B	12,600	11,550	10,500	9,450	8,400	7,350	6,300	5,250	4,200	3,150	2,100	1,050
・排出事業者 B	2,100	1,925	1,750	1,575	1,400	1,225	1,050	875	700	525	350	175

※ 「排出事業者 A」とは、別表 1 において加入区分が「排出事業者」、料金区分が「A 料金」、
をいう。以下同じ。

(改正後) 平成 26 年 1 月 1 日適用

別表 1 利用料金表

(単位：円) (税込)

加入区分	電子情報処理組織 使用事業者		運搬受託者	処分受託者		
加入単位	原則事業場単位		業者単位	事業場単位		
利用機能区分	1 次登録		報告	報告	報告・2 次登録	
料金区分	A 料金	B 料金			A 料金	B 料金
基本料(年額)	25,200	2,100	12,600	12,600	25,200	12,600
使用料(単価)	10.5	31.5	0	0	10.5	31.5

(注 1) (略)

(注 2) 削除

基本料 : (略)

使用料 : (略)

以下 (略)

(注 3～5) (略)

別表 2 初年度における利用開始日の属する月別の基本料表

変更なし

(改正後) 平成 26 年 4 月 1 日適用

別表 1 利用料金表

(単位：円) (税込)

加入区分	電子情報処理組織 使用事業者		運搬受託者	処分受託者		
加入単位	原則事業場単位		業者単位	事業場単位		
利用機能区分	1 次登録		報告	報告	報告・2 次登録	
料金区分	A 料金	B 料金			A 料金	B 料金
基本料(年額)	<u>25,920</u>	<u>2,160</u>	<u>12,960</u>	<u>12,960</u>	<u>25,920</u>	<u>12,960</u>
使用料(単価)	<u>10.8</u>	<u>32.4</u>	0	0	<u>10.8</u>	<u>32.4</u>

(注 1～5) (略)

別表 2 初年度における利用開始日の属する月別の基本料表

(単位：円) (税込)

利用開始日の 属する月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
・排出事業者 A ・処分業者 A	<u>25,920</u>	<u>23,760</u>	<u>21,600</u>	<u>19,440</u>	<u>17,280</u>	<u>15,120</u>	<u>12,960</u>	<u>10,800</u>	<u>8,640</u>	<u>6,480</u>	<u>4,320</u>	<u>2,160</u>
・収集運搬業者 ・処分業者 (報告のみ) ・処分業者 B	<u>12,960</u>	<u>11,880</u>	<u>10,800</u>	<u>9,720</u>	<u>8,640</u>	<u>7,560</u>	<u>6,480</u>	<u>5,400</u>	<u>4,320</u>	<u>3,240</u>	<u>2,160</u>	<u>1,080</u>
・排出事業者 B	<u>2,160</u>	<u>1,980</u>	<u>1,800</u>	<u>1,620</u>	<u>1,440</u>	<u>1,260</u>	<u>1,080</u>	<u>900</u>	<u>720</u>	<u>540</u>	<u>360</u>	<u>180</u>

※ 「排出事業者 A」とは、別表 1 において加入区分が「排出事業者」、料金区分が「A 料金」、をいう。以下同じ。